

令和6年度

奈井江町教育委員会 事務事業の点検 及び 評価報告書

(令和5年度事業対象)

令和6年7月

奈井江町教育委員会

はじめに

昨年度は、5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法による位置づけが5類に移行し、徐々に元の日常を取り戻しつつある中で、児童生徒や町民の学びの活動の推進に意を用いながら、学校運営や生涯学習事業を推進してきました。

令和5年度における教育行政では、4月に発足した小中合同のコミュニティ・スクールにて学校評価はもちろん、体験活動のあり方、学校を支えていく仕組みなどについて議論が行われ、小中高の子どもたちが自分たちで実践したいことを考えて活動する子ども会議では、児童会や生徒会のメンバーのほか、公募による子どもたちも含めた20名を超える委員が意見交換を重ね、産業まつりの出店や芽室町とのオンライン交流など、主体的な活動が行われてきました。

学校運営では、授業や行事など学校生活の中でタブレットの活用が恒常的となる中、ICT検討委員会において、児童生徒一人ひとりが学びの意欲を高め、より効果的な活用について検討を行い、教育支援ソフトを活用した授業づくりを進めてきました。

また、放課後においては、学校との連携や町民の協力を受けながら、公設塾「ななかま」を継続し、子どもたちの学ぶ意欲の育みを支援してきました。

生涯学習関係においては、文化活動では総合文化祭もコロナ前のように開催すると共に町民の気軽な作品展示の場として開催してきた町民ギャラリーを通じて、サークル活動の活性化を図り、またコンチェルトホール30周年を記念し、例年より様々なコンサート等の自主事業を開催し、町民にとって質の高い文化芸術に触れる機会をつくると共に町外からの交流人口に寄与することができたほか、文化ホールの空調設備更新工事を行い施設の環境整備を図りました。

こうした状況の中で、令和5年度に実施した教育委員会の主要な施策や事業について、外部評価委員による点検と評価を行っていただき、各種事務事業の取り組みやその結果について、全体を通して高い評価を頂いたところです。そこで本書では、各種事務事業についての概要と外部評価委員の附帯意見について記載しています。

令和6年7月

奈井江町教育委員会

目 次

1	学校教育を充実します	3
2	豊かな心と健やかな体の育成を推進します	4
3	快適な学習環境の整備を推進します	6
4	多様な教育機会の支援を推進します	6
5	子どもの健全な育成を推進します	8
6	生涯学習活動を推進します	9
7	楽しく参加できる生涯スポーツを推進します	10
8	個性豊かな芸術文化を推進します	11

○ 外部評価委員

外部評価 委 員	新 田 一 寛
	井 澤 一 美
	藤 由 な つ み
開 催 日	令和6年7月9日

○関連規則ほか

・ 奈井江町教育委員会 事務事業の点検及び 評価に関する規則	・ 12
・ 奈井江町教育委員会 事務事業の点検及び 評価の実施方針	・ 13
・ 奈井江町教育委員会 事務事業外部評価会 議設置要綱	・ 14

令和5年度 教育委員会 事務事業の点検及び評価

1 学校教育を充実します

- ① 町内の小中学校に 1 人 1 台タブレット型のコンピューター端末を導入して授業のやり方や内容に良い変化が生じてきました。これを更に進め、子どもたちの主体性を育てていく授業を推進していくため、タブレットに導入する AI 型の学習教材を活用し、一人ひとりの習熟度に合わせた最適な問題、苦手科目の解消や得意科目の伸展を図っていきます。
- ② 公設塾「ななかま」は、授業をしない自学自習の場として運営してきましたが、実験的に多くの子どもたちが苦手とする算数の文章問題のミニ授業を行っています。特別授業でも 2～3 カ月かけて設計図から作る巣箱づくりに取り組み、手や足を動かしながら体験的に算数を学ぶ取り組みを行っています。
- ③ 町費による特別な支援を必要とする児童生徒が学ぶための支援員の配置や 2 名の英語指導助手を 1 名ずつ小中学校に配置し、かつ認定こども園や奈井江商業高校にも派遣するなど、安心できめ細かな学習環境を継続します。

①	実施状況	・小学校（178 名）中学校（101 名）ともに様々な授業や行事、生徒会等で、タブレット活用が行われている中、授業はもとより宿題、家庭学習において AI 型の学習教材を活用した。
	自己評価	・学校生活や公設塾「ななかま」、家庭など、様々な場所で AI 型の学習教材が活用され、児童生徒 1 人ひとりの習熟度に合わせた最適な問題、苦手科目の解消や得意科目の伸展を図る等 ICT 教育を促進するとともに、教職員の児童生徒への問題提供や採点等業務負担が軽減され、学校現場の働き方改革にも貢献した。
②	実施状況	・小学生 3 年生から 6 年生計 36 名（通塾率 32%）が通塾し各学年の状況や課題の共有、運営に関する協議など、小学校と連携しながら、自学自習の支援をはじめ、「まちの先生」による特別授業や体験活動を行いながら、公設塾「ななかま」を運営。長期休業期間には「子ども朝活推進事業」と連携し、学習活動や運動、音楽など様々な体験活動を実施した。
	自己評価	・通塾する児童たちは、当日の学習内容を自ら考え、自学自習に取り組んでいる。 「まちの先生」による特別授業をはじめ、「子ども朝活推進事業」と連携した学習活動や音楽、運動などの体験活動により、子どもたちの学びに対する意欲が向上している。算数の短時間学習では苦手意識を持たないよう授業内容を工夫し、トライアンドエラーを繰り返しながらも課題解決の意欲向上に繋がる学習を行うことができた。

③	実施状況	・ 特別な支援を必要とする児童生徒や保護者に、安心した学習環境となるよう小学校に3名、中学校に1名の支援員を配置。 ・ 小中学校に英語指導助手を配置し、授業サポートや学校生活を通じて発音・コミュニケーションなどを養う活動を実施。認定こども園3歳から5歳児を対象に、英語に親しむ活動を行ったほか、奈井江商業高校への派遣による授業サポートや英検対策など、生徒のスキルアップを支援した。
	自己評価	・ 特別支援教育支援員配置により、生活面や学習面などの支援を行い、児童生徒や保護者が安心できる学校生活に繋がっている。特別支援学級への在籍変更では、保護者との相談を重ね、学校や関係機関と連携しながら支援を行った。 ・ 英語指導助手の2名体制により、こども園から高校までの町内教育機関で英語活動が充実し、英語への興味やコミュニケーション能力が養われている。

(外部評価会議の意見)

- ・ ICT を活用した教育が主流となるので、AI 型の学習教材等を今後さらに学習場面に応じて大いに活用してほしい
- ・ タブレットの活用では、必要性に応じてデジタル媒体と紙媒体を組み合わせた「いいとこ取り」による学習教材の活用を期待する
- ・ どの家庭でもタブレットが利用できる安定した通信環境の支援のほか、どこでも Wi-Fi がつながるよう町全体でネットワーク環境を充実してほしい
- ・ 公設塾「ななかま」は、学習のほかにいろいろな体験活動もあり大変ありがたく感じている。今後も無償による運営を継続してほしい

2 豊かな心と健やかな体の育成を推進します

- ① 奈井江町の基幹産業である農業や地元企業について学ぶ「ふるさと教育」を継続し、子どもたちの郷土愛や将来の夢を育み、社会性を身に着ける学習の推進と、まちを識るための社会科副読本「ないえ」が、発行から12年経過したため、令和6年度の発行を目指して編集作業に着手します。
- ② 自己の生き方を考え、自立した人間としての成長を涵養するため、学校活動全体を通じた道徳教育を推進します。また、子どもたちへの教育相談などを実施し、悩みごとの解消や いじめの早期発見、早期対応に努めると共にスクールカウンセラーを活用し、子どもたちの心の成長を支援します。

①	実施状況	・小学校では、農作物を育てながら、命の大切さを学ぶ体験学習のほか、町内企業訪問や友好都市岡山県高梁市成羽小学校と交流事業活動等により、地域を学ぶ活動を実施。 ・中学校と高校においてもインターンシップや成羽中学校、高梁城南高校との交流事業、高校の地域ボランティア活動など、地域を学び郷土愛を育む活動が行われた。 ・社会科副読本の改訂を教育委員会と小学校教職員がそれぞれ役割分しながら教材として活用しやすいよう内容確認やレイアウト等の編集を実施した。
	自己評価	・農業体験や企業訪問、地域探求事業など、地域や人との関わりを通じながら、郷土愛の育みや社会性などを身に付ける貴重な体験に繋がっている。 ・また、友好都市との交流事業により、生活や文化、学校の活動内容の違いなどを学び、知識や見聞を広げる機会となっている。 ・社会科副読本の令和6年度発行の目途が立ち、また編集作業を通じて、教職員が奈井江町を知る機会となり理解を深めることができた
②	実施状況	・学校での授業や行事をはじめ校外活動など、様々な場面を通じて、自身を認めることや他者を尊重する道徳教育が実践されている。 ・延76件のカウンセリングを行い、いじめや悩みなど学校生活やアンケートを通じながら早期発見に努め、関係機関と連携しながら対応を図った。
	自己評価	・学校生活や日常生活における児童生徒の活動が、道徳への関心を高めることに繋がっている。 ・いじめや悩みなどに関しては、学校生活の様子やアンケートなどによる早期発見、関係機関と連携を図った早期対応により、児童生徒の心身ともに健全な成長に繋がっている。

(外部評価会議の意見)

- ・社会科副読本は、まちの魅力を知ることができるツールであるため、町のホームページに掲載して一般にも利用できるようにしてほしい。また、改訂前と比較できるようにしたり、二次元コードを利用して動画なども紹介できる仕組みを検討してほしい
- ・スクールカウンセラーは不登校案件でのカウンセリングであり、重大な案件はないということだが、今後もより深刻にならないような対応、不登校から学校に戻ってこれるようなサポートをしてほしい

3 快適な学習環境の整備を推進します

① 新たに小中合同のコミュニティ・スクール（学校運営協議会。以下、CS という。）を発足し、毎年、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認するほか、組織内に部会を設け、田植えや稲刈り、企業訪問といった特別授業について、小中 9 年間で視野に入れた検討を行っていく等「地域と共にある学校づくり」を目指します。

② 近年、夏季における長期に渡る猛暑日は次年度以降も続くものと考え、小中学校に次年度へ向けて冷房設備の設置を進めた環境整備を図ります。

①	実施状況	4 月に各学校、PTA、関係機関等 15 名による小中合同の CS を発足。先進地の視察や年 6 回の会議を開催し学校評価をはじめ、体験活動のあり方、学校を支えていく仕組み等について議論を行った。
	自己評価	教育ビジョンや小中学校の活動内容を共有しながら「9 年間を通した活動」や「教育の明日を考えるつどい」等について委員が発言しやすいよう少人数のグループによるワークショップ方式を取り入れ多くの意見交換を行いながら熟議することができたほか、学校評価についても意見を踏まえながら行うことができた。
②	実施状況	- 今年度猛暑日の対応として扇風機の追加購入や授業中の水分補給、体育授業の中止、午前授業や授業時数短縮、部活動の中止等を実施。 - 次年度の夏季の冷房使用期間に間に合うよう設置に向けた工事に着手した。
	自己評価	児童生徒、教職員の健康管理を最優先とした対応を図るとともに、補助金等の財源を確保しながら環境整備に向けた準備を行うことができた。

（外部評価会議の意見）

- 冷房設備が、体育館や使用頻度が少ない特別室には整備されないもので、児童生徒の体調管理に配慮し、工夫しながら引き続き熱中症対策をしていただきたい

4 多様な教育機会の支援を推進します

① 幼小中高の連携による乗り入れ授業や授業交流など、学校間の相互理解と相互支援の充実を図ると共に新入学児童生徒の学用品費の負担が困難な家庭に対する

就学援助を継続します。

- ② 道立 奈井江商業高校の入学者数が、3年続けて定員の半数以下となり、高校の存続がたいへん厳しい状況です。引き続き高校と連携を図り、生徒が魅力を感じる学校となるよう検討し PR 活動などを実施するとともに在校生に対して引き続きスキルアップ等の支援を行います。

①	実施状況	・小中学校の連携では、授業参観や乗り入れ授業、部活動体験などを行い、高校との連携では、中学生に対する授業や進路指導、学校生活の様子を伝えるオープンスクールを実施。 ・認定こども園と小学校の連携では、次年度、小学校へ就学する5歳児を対象に1日入学を実施。 ・小中学校に進学する児童生徒の入学前準備が円滑に進めるため、8名に対し早期支援を実施したほか、学用品費などの負担が困難な家庭の児童生徒 43 名に対し援助を実施。
	自己評価	・幼小中高の連携により、教育活動の相互理解や支援、専門性を深めた授業など、充実した学習内容とそれぞれの課題解消を図る取り組みに繋がっている。
②	実施状況	・令和4年度から引き続き各種検定や模試への支援拡充、地域探求授業のコーディネートなど、生徒のスキルアップを支援した。 ・また、高校と連携し、中空知管内のほか、岩見沢市・美唄市を加えた中学校訪問を行い、奈井江商業高校が生徒を確実に成長させ、生徒の夢を叶える学校であることなど、PR 活動を実施した。
	自己評価	・生徒のスキルアップ活動への支援が、生徒の学習意欲向上や一人ひとりの確実な成長、進路実現に繋がっており、少人数教育ならではのきめ細やかな個別指導に貢献することができた。 ・奈井江商業高校の役割や魅力などの PR 活動を実施したが、次年度入学者は9名に留まり中学生や保護者に魅力が伝わりきらなかった。

(外部評価会議の意見)

- ・進学する児童生徒への金銭的な援助のほか、使用しなくなった学用品や学生服等のリサイクルができるしくみがあればよい
- ・奈井江商業高校の支援では、生徒の学びを第一に考えて最後までしっかり継続していただきたい

5 子どもの健全な育成を推進します

- ① 子どもたちの豊かな心を醸成し、観る聴くマナーを習得するため、芸術鑑賞会を開催し、小学生中学生それぞれにコンチェルトホールでのコンサートを開催し、生演奏の迫力を体験させます。
- ② 「子どもの権利に関する条例」に基づき、町長と語る会や子ども会議の活動を支援するほか、CS 版子ども会議では「こんな特別授業を受けてみたい」のほか、広くまちづくりについても議論し実践していく活動を通し社会参加を促進します。

①	実施状況	- 小学生の芸術鑑賞会は、全学年で「和心ブラザーズ民謡コンサート」を鑑賞したほか、中学生を対象とした音楽鑑賞事業は、高校生も招待し開催。 - 自主事業に合わせ、中学校吹奏楽部に PMF アカデミー生の吹奏楽クリニックや BLACK BOTTOM BRASS BAND との共演を実施。
	自己評価	- 音楽鑑賞会の開催により、生の芸術・文化に触れながら鑑賞時のマナー習得や情操教育の推進を図った。 - 吹奏楽クリニック等の実施により、生徒にとって表現力や創造力、活動意識の向上に繋がっている。
②	実施状況	- 全 17 回に及ぶ子ども会議の活動や小学校 5.6 年生、中学高校全校生徒による「町長と語る会」など、子どもたちの社会参加を支援した。「町長と語る会」で出された児童生徒の意見や考えについては、まちづくり事業の検討事項として活用した。 - CS 版子ども会議では児童会や生徒会メンバーのほか公募による子どもたちを含めた 20 名を超える委員が意見を重ね、産業まつりの出店や芽室町とのオンライン交流など、主体的な活動を行った。
	自己評価	- 各学校で開催した「町長と語る会」を通じ、まちの課題や魅力づくりなど、自らの視点で考え発表する活動により、まちづくりへの参加意欲を促進した。 - 自分たちで実践したいことを考えて議論し活動することにより、主体性や行動力を養い合意形成のプロセスを学ぶことができた。

（外部評価会議の意見）

- ・芸術鑑賞会や音楽鑑賞会では、子どもたちが近距離で生の演奏を感じることができ経験であり、教科書だけでは教えられない良い刺激を与えられる機会なので、今後も必要な予算を確保して提供してほしい
- ・町長と語る会では、町長と直接会って意見交換できる機会になるので継続してほしい

6 生涯学習活動を推進します

①長引くコロナ禍は、学校だけではなく生涯学習活動にも大きな影響を及ぼしました。永年に亘って活動してきた幾つかのサークルが、コロナ禍で集まることができなくなったこと、会員の高齢化を理由に解散しています。しかし一方で、新たな動きも芽生えてきています。個人やサークル、活動の大小に関わらず、発表の場の創設などを通じて活動を支援していきます。

② 乳幼児期からの読書活動は大変重要なため、乳児に絵本を贈呈するブックスタート、3歳児とその保護者に本を紹介し、読み聞かせを行うブックセカンド、ブックスタートのフォローアップとして6歳児に絵本を贈るブックサード事業を継続します。また、まちの読書人口や環境などの現状を捉え、より多くの町民に本に親しんでもらうよう中学生には中学校図書室の図書環境の改善を図ると共に町の読書活動推進計画の策定に取り組みます。

①	実施状況	・公民館講座 (1) 大人のケンハモクラブ 参加者 5名(延 27名) (2) 大人の運動教室 参加者 26名(延 79名) (3) 覗いてみようピアノ 参加者 32名 (4) 親子でわくわくリトミック 参加者 20名(延 165名) ・第60回 総合文化祭 - 芸能 11月3日 7団体 41名 - 展示 11月4日～6日 18団体1個人 518名 作品数 1,077点 ・町民ギャラリー展 - 第1回 9月1日～9月24日 - 第2回 2月1日～2月25日 12団体 390名 個人 8名 作品数 463点
	自己評価	・総合文化祭や町民ギャラリーの実施により、個人や団体の創作意欲向上やサークル活動の活性化に繋がっている。 ・公民館講座では内容を見直しながら開催。 大人の運動教室では、終了後には団体に入会する参加者もいるなど、好きなことを見つけ、学び続けていく活動に繋がっている。
②	実施状況	・ブックスタート事業を皮切りにブックセカンド事業やブックサード事業など、乳幼児から各成長期に応じた読書推進活動を実施。 (1) ブックスタート事業 21組の親子に配布 (2) ブックセカンド事業 42名(3歳児 20名・保護者 22名) (3) ブックサード事業 28名 ・中学校図書室の環境改善として書架整理を行うほかや長期休業中におススメ本の展示、貸出を行う 夏 4名 16冊 冬 4名 10冊 ・令和6年3月に読書環境の向上を目指す事業の指標として「奈井江

		町読書活動推進計画第 1 期」(令和 6 年度～10 年度)を策定。
	自己 評価	・親子で絵本に触れる機会を皮切りに、各成長期に応じた事業を行い、乳幼児期からの読書活動に繋げている。 ・中学校図書室の環境改善やイベントの実施により、貸出し冊数も増加しており、読書推進に繋がっている。 ・読書活動推進計画を策定することにより、年齢に応じた読書活動が行えるよう、また積極的に本に接する機会が増えるように環境整備を図るための基本的な考え方を定めることができた。

(外部評価会議の意見)

- ・公民館講座では、参加人数が少なくても文化活動の機会提供を続けてほしい
- ・ブックスタートは、本の選択ができることで関心を持ち興味が沸き、図書館に足を運ぶきっかけとなるので継続してほしい

7 楽しく参加できる生涯スポーツを推進します

- ①各年齢層に合わせた運動教室の開催など、体育施設の指定管理者や関係機関と協力しながら、町民のスポーツ活動の継続を確保します。
- ②一般社団法人ないえ共奏ネットワークと協力しながら、「生涯活躍のまち」の実現に向けた「多世代健康・安心・活躍フィールド」などの事業を協働します。

①	実施 状況	・体育館及び町民プールの自主事業（指定管理者が実施） 体育館 ソフトテニス教室 延 125 日 1,033 名 町民プール こども水泳教室 延 47 日 355 名 水中ウォーキング教室 延 16 日 144 名 大人水泳教室 延 17 日 92 名
	自己 評価	・指定管理者と連携を図り運営し、町民の運動意欲向上と運動習慣定着化に繋げている。
②	実施 状況	・コンディショニング指導事業（共奏ネットワーク） コンディショニング教室 114 回 939 名
	自己 評価	・幅広い年代での健康づくりと交流活動を目的に、本年度より、地域おこし協力隊 1 名を採用し、コンディショニング教室を実施。活動の広がりを感じている。

(外部評価会議の意見)

- ・コンディショニング教室は、近隣でここまで充実した指導はなく非常によい事業なので継続してほしいし、もっと活動を知ってもらい広がってほしい
- ・体育館のトレーニング室は日中非常に暑いので冷房設備を整備してほしい
- ・ウォーキングを若い世代にも普及したく、スマホのウォーキングアプリを活用した事業を展開してほしい

8 個性豊かな芸術文化を推進します

- ① 文化ホールがオープンして、30 周年を迎えます。一般社団法人ないえ共奏ネットワークと協力しながら、「生涯活躍のまち」の実現に向けた「まち中 音楽活躍システム」などの事業を協働します。とりわけ、コンチェルトホールは、30 周年のメモリアル・イヤーを迎えますので、様々なコンサート、イベントを実施していきます。
- ② ホールの老朽化した空調設備について、コンチェルトホールのみを一部休止しながら改修工事を行っています。

①	実施状況	・文化ホール自主事業 (1) ほくでんファミリーコンサート 入場者 212 名 (2) ハンブルクトリオ 入場者 91 名 (3) PMF アンサンブル奈井江公演 入場者 145 名 (4) 奈井江福北寄席 入場者 73 名 (5) 村治佳織ギターリサイタル 入場者 242 名 (6) 第 26 回 音の玉手箱 入場者 143 名 (7) BLACK BOTTOM BRASS BAND 入場者 97 名
	自己評価	・幅広い年代の町民が、質の高い文化、芸術に触れる機会を創ると共に町外からの交流人口の活性化に寄与することができた。
②	実施状況	・空調設備更新工事を実施。
	自己評価	・文化活動の拠点施設となる文化ホールの環境整備を行うことができた。

(外部評価会議の意見)

- ・自主事業のほか、地域おこし協力隊や団体によるコンチェルトホールでの芸術文化事業を展開し、関係人口の増加につながる取組となることを期待したい

奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価に関する規則

平成 20 年 12 月 25 日奈井江町教育委員会規則第 3 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日奈井江町教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定にもとづく奈井江町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「事務の点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たすため、その実施に関する基本的事項を定めるものとする。

(事務の点検及び評価)

第 2 条 教育委員会は、毎年、事務の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により報告書を作成したときは、議会にこれを提出するとともに、公表するものとする。

(学識経験を有する者の知見の活用)

第 3 条 教育委員会は、事務の点検及び評価を行うに当たっては、その客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有するものの知見を活用するものとする。

2 前項の教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する方法は、別に定める。

(実施方針)

第 4 条 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

(補足)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価の実施方針

平成20年12月25日 教育長決定

奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価に関する規則（平成20年教育委員会規則第3号）第4条の規定に基づき、この実施方針を定める。

1 趣旨

奈井江町教育委員会は、毎年、教育委員会の事務の管理・執行状況について点検及び評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。

2 事務の点検評価の対象

教育行政執行方針のほか、教育委員会が実施する事業。

3 事務事業の点検及び評価方法

- 1) 事務事業の点検及び評価は、毎年度1回実施するものとし、事務・事業の進捗状況をチェックするとともに、それぞれの課題や今後の取り組みの方向性を示すものとする。
- 2) 事務事業の点検及び評価は、奈井江町教育行政執行方針に位置づけられた、基本政策のうち、主要な事務・事業についてその取り組みについて点検評価を行うものとする。
- 3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用のため、「外部評価委員」を置き、その意見を聴取するものとする。
- 4) 教育長は、外部評価委員の意見をもとに、教育委員会の事務事業の点検及び評価報告書を作成し、教育委員会の会議に付議するものとする。
- 5) 教育委員会は、事務事業の点検及び評価を行った後、その結果をとりまとめた報告書を町議会へ提出するとともに、町民に公表するものとする。

4 実施時期

前年度分の事務・事業を取りまとめた資料を基に、当該年度に実施する。

奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議設置要綱

平成 20 年 12 月 25 日奈井江町教育委員会訓令第 1 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日奈井江町教育委員会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価に関する規則
第 3 条第 2 項に基づき、奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議（以下「外
部評価会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとす
る。

(所掌事務)

第 2 条 外部評価会議は、教育委員会が実施する施策、事業等の点検及び評価を
行う。

(組織)

第 3 条 外部評価会議は、3 名以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者から、教育長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が任期の途中で退任した場合にお
ける後任の任期は、退任した委員の残任期間とする。

4 委員は、同一の者を再び委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 外部評価会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は外部評価会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた
ときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 外部評価会議は、委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、外部評価会議において関係者の出席
を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(処務)

第 6 条 外部評価会議の処務は教育支援係において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、外部評価会議の運営に関し必要な事項は、
委員長が外部評価会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行